

議第9号議案

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

市会運営委員会

委員長 高橋 のりみ

横浜市条例（番号）

横浜市会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会個人情報保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第5項中「及び第31条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「市会の保有する」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市会個人情報保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 （第1項から第9項まで省略）

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
第2条第8項

（第11項から第13項まで省略）

（利用及び提供の制限）

第13条 （第1項から第4項まで省略）

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第31条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

（省 略）		
第40条第1項第1号	又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
（省 略）		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 (第1項省略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 市会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与 若しくは 又は報酬 報酬若しくは 福利厚生に関する事項 又は その他 これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(イからキまで、第2号、第3号及び第3項省略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、市会の保有する 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(第2項省略)